

令和6年第3回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年 3月 18日(月) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 武藤 康志 | 2番 | 伊藤 新司 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 井町 哲 | 5番 | 伊藤 美和子 | 6番 | 縄田 善博 |
| 7番 | 倉増 知 | 8番 | 前田 耕次 | 9番 | 中嶋 友之 |
| 10番 | 中野 修 | 11番 | 石田 健治郎 | 12番 | 中嶋 誠 |
| 13番 | 安部 好恵 | 14番 | 岸 英法 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 高見 清 | 17番 | 村上 浩一 | 18番 | 安富 法明 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 永安 達彦 | 松田 道子 | 村中 清美 |
| 野村 和枝 | 松田 康浩 | |
- 5 事務局 事務局長 河野 哲広 副主幹 井村 光敬 主事 小池 正晃

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和6年第3回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員19名中19名、よって本総会が定数に達していることをご報告いたします。それでは美祢市農業委員会会議規則第16条第2項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思います但よろしゅうございますか。それでは11番石田委員、13番安部委員。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第1位 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4件朗読。</p> <p>農地法第3条許可申請4件について、説明します。</p> <p>1件目資料1ページ資料1の箇所です。譲受人、●●●●、●●●●さん。譲渡人、●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。遠方のため維持管理が困難なため、譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作地について適正に耕作されています。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしています。第5号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第6号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目資料2ページ資料2の箇所です。譲受人、●●●●、●●●●さん。譲渡人、●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。遠方のため維持・管理が困難なため、譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作地について適正に耕作されています。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目資料は3ページから5ページ、資料3の箇所です。譲受人、●●●●●●、●●●●さん。譲渡人、●●●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。高齢のため維持・管理が困難なため、譲</p>

	<p>渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作地について適正に耕作されています。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目資料は6ページから7ページ、資料4の箇所です。譲受人、●●●●、●●●●さん。譲渡人、●●●、●●●●さん。権利については、所有権の移転です。耕作地が遠方のため維持・管理が困難なため、譲渡人より申請地を譲り受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の就農でございますが、必要な農機具は既に購入されておることから、農地を効率的に耕作されることと思います。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第6号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
伊藤委員	<p>2番の伊藤でございます。3月7日現地調査に局長、小池職員、山本会長、それに俵委員と私、その他現地調査する担当推進委員さんと共に実施いたしました。</p> <p>1番目ですけれども、資料見てもらいたいんですが、譲受人●●さん、譲渡人●●さんになっております。そして2番目も●●さんと●●にお住いの●●さんですかね？この2つなんです、いずれも譲受けようとされる方が一緒です、場所的にも隣接しておりますので、合わせて説明させていただきます。まず資料1、見ての通り川を挟んで上と下と分かれています。ここの田んぼについてはよく管理されておりますけれども、現実を見ますと●●さん、自分でも耕作用農地を持っておられるということで、管理事情どういうふうに行われているかということからですね、●●●●を●●から●●の方へ行きます。●●の方へ右折する信号機があるんですけど、あれを入っていくという……あ、違うとこですね。もっと先ですね、ごめんなさい。●●●●さんのですね、会社の手前に●●●●っていうセメントコンクリートを利用する会社があるんですけど、そばに●●●●っていうんですかいね？機械類をいろいろ扱っている事務所があるんですけど、あのあたりから東側に向けたところになるんですかね場所？要するに●●●●の会社よりも、東の山の中に田んぼが、田んぼというか畑があります。その耕作管理状況を見て参りましたが、トラクター等でしっかり耕されたり周り草がきれいに刈ってありました。管理的には良好であったと。この程度であれば取得地についても管理されるのではないかと認めて帰ってきた次第です。</p> <p>続けて3番。●●●●ですね、これは扱いは●●さんて方なんです、これも●●●●を●●へ行く途中、●●●●って所があって、そのT字路の交差点を右折して●●の方へ向かいます。そうすると昔の小学校ですかね？橋を渡って進むんですけど、手</p>

	<p>前直進する道があるんですけど、1 kmくらい進んだところ、高速道路が見える位置の●●●●が立ってるそばの畑地の管理状況を見ておりました。●●さんは●●等幅広く自作されている方というふうに認識しているんですが、今言ったように●●●●のそばにある田んぼはしっかり管理されておりました。田んぼを取得されようという土地についても管理されていくのではないかと認めて帰った次第です。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
松田推進委員	<p>7番松田です。よろしく申し上げます。今伊藤委員さんのご説明の通りです。よく耕作されておりましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
村中推進委員	<p>推進委員8番の村中です。3番の●●さんの件ですけど、全部耕作ということで現地を確認してまいりました。堆肥置場になっていましたが管理されていたと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。●●さんの件でちょっと現地確認をした場所について私の方から説明しておきます。●●●●っていう●、裏に建て売りの住宅がありますけれどそれをですね、●●●●の方に向いて下がった一番下のところの一番最後に家が建ってるんですが、その家の裏の下に畑がございます。作ったばかりのように綺麗になっておりました。●●さん自体は2. 1 haくらい作っておられますが、その中の約2 haについては水田で、しかも1枚の田んぼで水田にしています。別に問題は無かったというふうに思っております。それでは委員の皆さんより何かありましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>無いようでしたら、採決に移りたいと思います。議案第1号について原案の通り決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。</p>

事務局	<p>それでは議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案の朗読並びに説明を事務局よりお願いいたします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>それでは、農地法第5条許可申請1件について説明します。</p> <p>資料は8ページ、9ページ、資料5の箇所です。所在地は●●●●●●●●、転用面積1,256㎡、申請人は●●●●●●●●●●。申請地は●●●●から北西に0.9kmの位置にある農用地区域内農地です。冷蔵倉庫1棟を建てるための申請です。昨年6月に除外の申請があったところになります。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。おってこの案件については農振地域除外後施行といたします。</p> <p>以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
依委員	<p>はい、3番の俵です。●●●●さんの冷蔵庫の件ですが、資料5ページを見られてください。場所は●●●●の●●●●です。左側の申請地黒塗りしたとこの下が●●●●さんの酒蔵となっております。で左側が●●●●。申請地の右側が●●●●。排水は申請地の右側と左側が排水路が通っており、特に問題ないと思っております。</p> <p>以上で問題は無いと判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
松田推進委員	<p>別府の推進委員の松田でございます。先程のご説明で問題はございません。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと事務局より訂正がございますのでお願いします。</p>
事務局	<p>すみません、目録の5ページを見ていただきたいんですが、5ページの農地法5条のところ農地区分が2つになってますが、1の間違いでした。あと転用目的の所なんですけど、冷蔵倉庫1棟の下に農用地区域除外後施工ってあるんですけど、これが既に除外は出されてますんで、消していただければと思います。大変失礼しました。以上です。</p>

	<p>が、その下側がもう山林になっております。図面上何も描いてない右側の更地のところには昔畑だったような耕作放棄地のような畑地があります。左側の畑地も自己保全のような状態にあると見てきました。よってこの申請地は植林されても周囲の農地に影響はないものと判断をいたしました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
永安推進委員	<p>はい、赤郷地区担当の永安です。ちょっと場所はですね、昔の●●●●●●に行く途中の左側山手です。で場所的には山のすぐ下で、右側はもう雑種地みたいになってますんで、特に問題ないと思いますけども。あのご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと私の方から補足をしておきます。この図面の●●●●ですか？今申請が出てるのが●●●●●●と思いますが、この交差してる所左側白い部分がありますけれど、その所から見まして左側全く管理がされていない、女竹っていいですか笹竹っていいですかが密集をして人間が歩くのは大変なぐらいな場所でございます。今回出てる所は唯一この周りでは一番きれいに管理をされているのではないかというくらい綺麗な所ですが、ただ一つ問題があります。除外をするための要件を満たすか満たさないかっていうのは、県がどのような判断をするかということだけになっております。それっていうのが周りがかかなり荒廃と奥が山になって、かなり大きなスギが立っておりまして、後は県に出して認めてもらえるかももらえないかという所があれですけど、農業委員会としてはもうこれ以上管理するのは大変じゃないかなっていうので、植林も致し方ないんじゃないかというので、今回議案であげた次第です。</p> <p>委員の皆さんより意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>別に無いようでしたら、採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>議案第3号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号は原案の通り決定をし、市町部局の方に意見を添えて送付いたします。</p>

事務局	<p>それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p> <p>朗読。</p> <p>別冊の農用地利用集積計画のほうをご覧ください。こちらについては令和6年の3月29日告示、令和6年4月1日開始でございます。1ページをご覧ください。今回全体で、1,048筆ございました。利用権設定面積の方ですけど、新規・再設定合計で1,719,408.55㎡となっております。また貸し手の方が410名、受け手が167名でございます。</p> <p>2ページをご覧ください。利用権設定の内訳を記載しております。</p> <p>3ページをご覧ください。利用権設定の総括表として新規更新と各地区の内容を掲載しております。</p> <p>また4ページからは、利用権設定申出書の内容を掲載しております。農業経営基盤強化促進法18条第3項の要件、農用地利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご指摘ありましたらお願いいたします。重ねて皆さんのご苦勞、ご協力ありがとうございます。</p> <p>よろしゅうございますかね？</p>
委員	<p>(はいの声)</p>
議長	<p>それでは議案第4号について採決に移りたいと思います。議案第4号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは続きまして議事順位第5 報告第1号 公共工事に伴う転用届についてを報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>1件朗読。</p> <p>公共転用の届出が1件ありましたので説明いたします。</p> <p>資料は11ページ、資料7をご覧ください。美祢市建設課より転用届が提出されました。災害復旧工事に伴う一時転用届です。以上報告いたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。地元委員さんもし分かれば説明をお願いいたします。
推進委員	分かればということで、今始まったかという感じで、何の問題もないと思います。
議長	ありがとうございます。それでちょっとすみません。災害復旧工事やってる場所は分かりますかね？
推進委員	元の●●●●がありますよね？
議長	はい。
推進委員	それから●●●●って集落には、2ヶ所●●●●●●って図面にはありますが、最初に左折して入るところの直前のところですかね？左に曲ってすぐの斜面が崩落したっていうのを含めて、その部分のノリとかを修復する工事のようです。
議長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>委員の皆さん何もございませんかね？ご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか？</p>
委員	(はいの声)
議長	<p>それでは特に意見ないようでございますので、報告第1号は終わらせていただきます。</p> <p>ちょっとそこをお願いあるんです。この11ページの図面を見ていただけたらと思います。これ●●●●なんです、●●●●って</p>

	<p>書いてあるすぐ下の所に、十字路のような感じで道路がございます。これを右に曲がって、●●のほうに入る十字路がございます。ここを●●●沿いに●●方面に行った最初の大きな長細い感じの田んぼが、多分これ農業委員会にかかった覚えがございませんので、無断で埋立てがされております。担当の農業委員さんすみませんけれど、これについて調査をお願いしたいというふうに思います。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>よろしく。 農業委員さんとここ、●●になりますんで●●の農業委員さんと推進委員さん、よろしく願いいたします。では次に行きます。続きまして議事順位第6 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による規定についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12件朗読。 合意解約12件について報告いたします。 1件目から3件目については先日亡くなりました●●●●様に関するものです。 4件目は農地中間管理機構を利用するため、解約されたものです。 5件目は賃借人死亡のため解約されたものです。 6件目と7件目は高齢のため耕作が困難となったため、双方の合意により解約されたものです。 8件目は水道工事に伴う割合金を支払わないため双方の合意により解約となったものです。 9件目は今後太陽光パネルを設置するため、双方の合意により解約されたものです。 10件目は先程の3条申請の関係です。借受地を取得するため双方の合意により解約されたものです。 11件目と12件目は機構と耕作者、機構と貸付者による合意解約となります。 以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。次の耕作者が決まっているところ分かったら事務局お願いいたします。</p>
事務局	<p>次の耕作者が決まっているところはですね、5件目は決まっています。</p>

	あと6件目と7件目が決まっているようです。
議長	5、6は決まっている？
事務局	はい、あと7もです。
議長	7も決まっている。
事務局	はい、以上です。
石田委員	会長。
議長	はい。
石田委員	大嶺町東分の石田です。2番3番につきましてはですね、●●●●さんと●●●●さん。●●さんが麦を作っておられたんですけど、亡くなる前から体調を壊されてですね、この田んぼは作れないという意思表示をされました。それ以降は●●さんも●●さんも自分のお金を払いながら保全管理をされています。ちょっともう作るような状況にはないということです。保全管理でいくということで。
議長	本人が保全管理をしていると、はい。
石田委員	地域の水利組合の中でそのように進めています。
委員	10番は？
議長	はい10番。 あ、10番は3条で決まってるよね。

事務局	10番は先程の3条申請の件なので。借受地を取得するために、決まっております。
議長	で11番は管理機構で違うんか？違うんよね？ 管理機構との間で合意解約。
委員	いや、中間管理機構通すって言われたよね？
事務局	はい。
委員	預けるだけ？
事務局	そうですね、一応申請書には。
議長	11、12は同じやつなんだ？要するに。
委員	4番目。
議長	はい。
委員	これについて中間管理機構を通すって言われたのに、もう既に次なしてことは単純に中間管理機構に預けたってことですかって聞いているんです。
議長	要するに貸付人の方が中間管理機構に預けて、借受人の方が中間管理機構から借りるっていう格好になるんですよ。
委員	次あるってことでしょ？

議長	<p>ちょっと事務局。分かりやすいように説明してあげて。</p> <p>4番、中間管理機構どういうふうに絡むんだっけ？</p>
事務局	<p>今後これらの農地を中間管理機構に利用される……。</p>
議長	<p>次の耕作者がいないから、中間管理機構にお願いするってこと？</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>分かった、はい。そういうことですね。次の耕作者がいないから、中間管理機構にお願いすると。</p> <p>えっとですね、今ありました1番から4番まで、そして8番から9番。11、12は同じ案件ですけど、11については地元の推進委員さんと農業委員さん、次の耕作者を捜す方向で動いてみていただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
委員	<p>ちょっとええですか。</p>
議長	<p>はい。</p>
委員	<p>11、12は梨じゃろう？</p>
事務局	<p>すみません、11番12番につきましては梨畑でございます。こちらにつきましては中間管理機構を通して今契約しておるんですが、契約を解除してそののちに●●さんから●●さんの方へ譲渡されるということを聞いております。</p>
議長	<p>そしたら3条で動くわけね。</p>
事務局	<p>3条で申請が出ると思っております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。そしたら11番12番についてはオッケーということね。まだ決まっていない所につきましては、よろし</p>

委員	<p>くお願いいたします。 委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 特に無いようでしたら終わりたいと思いますがよろしゅうございますか？</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>報告第2号につきましては特に発言無いようでございますので、終わらせていただきます。 それでは議事順位第7 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。 それでは別紙の方をご覧ください。この度6件ほど報告書が提出されました。●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●でございます。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、実行役員の状況等を審査しましたところ、適正でありましたことを報告差し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございませんか。 よろしゅうございますか。 それでは私の方から1件ほど。●●●の分につきまして、すいませんけれど報告書に何月何日っていう決算の日を入れていただくようお願いをしてください。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>
議長	<p>特に無いようでございますので、報告第3号を終わりますのでよろしゅうございますか。それでは報告第3条を終わらせていただきます。 はい、それではその他の方に移りたいと思います。 農業相談日につきまして、3月の当番委員の方、相談内容についてご報告をお願いします</p>

馬屋原委員	<p>農業相談日3月12日にやりまして、2件でございます。前田委員と倉増委員、私と河野局長の4名で対応いたしました。</p> <p>まず1件目は●●●●っていう所で、●●●●がありますが、あれからちょっと右に入ったところで、梨を●●さんらがやっとなんですかね？18戸くらい家があるんですが、10軒くらいが梨農家という場所です。相談内容が遊休農地の管理についてでございました。本人は●●の方に出ておられるんですけども、農地が田が6筆と畑2筆の8枚あって、そのうち4枚を自分で世話してたんですけども、4枚貸してたのが解約をされた。戻ってきてしまったので誰かに貸したいが、色々聞いてみたが誰もやり手がないということでございます。そういうことで面積が増えたんで、自分でトラクターを買ってやる気にはなっておられるんですが、いずれこの農地も管理できなくなるということでどうしたらいいだろうかという相談です。今年来年どうこうという差し迫った内容ではないんですが、全体を見ても周りほとんどがこういうふうな方だったんで、草刈って管理するのはいいんだけど、金はかかるし良いことはひとつもない。あの辺は傾斜地があんまりないんで中山間にかからないらしいんですね。ですから農地にしてもやろうとすればある程度グループを組まないかという話をしながらですね、今から後ほどもあると思いますけれど、地域計画の中で予定がありますんで、その中に入って皆と話をされたらどうですかという話をして、1件目はそういう格好で終わりました。</p> <p>もう1件は●●●●ていうか●●のへんなんですが、●●●●の川を去ってですね、東側になります。その一帯川べりなんですけど、当日石田委員がこの件に関してはですねご心配をいただいております、本人と石田委員の二人で来られて、●●●●●●は大体できったんですけど、これも先程のように●●さんが亡くなって4枚も戻されてどうにもならんと。遊休農地の管理についてどうにかしたいという話なんですけれど、当然誰もやり手がないと。全部荒れてるっていうか自己保全はやってるといえばやっていると云える状況の内容で、基本的には田を作るような雰囲気地域ではないようでございます。一応本人も、これから色んな手続きがいると思いますけれど、本人の意向としてはクヌギ等植えて農地の管理っていうか転用してそういうふうな管理で、自分の所有物をですね、管理する意向のようでございます。それには今から色んな事が私ども叱られるような気がしますが、現地調査等始まって色々やっっていけば相談事が入ってくるかもしれませんが、そういうことで田にするっていう気はないんでどうにかできないかという相談です。今後についても農林課と相談してます。どっちにしても除外申請とか色んなことが出てきますんで、そのへんも相談してくださいよということで終わりました。以上です。</p>
議長	<p>はい、大変な相談2件ありがとうございました。お疲れでございました。</p> <p>他に委員の皆さんより何かございましたらお願いいたします。はい。</p>
委員	<p>先程会長さんも言われましたけれど、●●●●の近くの道路沿いのはですね、埋め立て地。私も時々通るんですけど、畑地造成的なものではない、廃棄物が混ざった感じがしてます。産業廃棄物に関わる法律に抵触する可能性がある。不法投棄のような感じがし</p>

	ないでもない。そこら辺を含めて担当の委員さんに確認をお願いしたい。
委員	今の話、最初に始めた時は畑地造成のような工事をしておりました。今全然違いますね。
議長	あそこ畑地造成も出てないと思うんですよ、届出は。だから何も出てないで、私の知ってる限りでは、少なくとも新規就農で買われた農地なんです。ひとつよろしく願いいたします。
委員	●●●●じゃないん？
議長	<p>買われたのはですね、あの時は●●さんて●●●の方が買われたように覚えてます。家と一緒に家の前の畑も含めて買われたように私の記憶ではそのようにあります。ひとつ事務局の方とも連絡取り合いながら対処をよろしく願いいたします。</p> <p>他にはいらっしゃるいませんか？無いようでしたら事務局に振りますがよろしゅうございますか？では事務局よろしく、今後の日程等について。</p>
事務局	<p>それでは私から2点ほど。</p> <p>今後の日程についてです。本日令和6年度当番表及び令和6年4月の日程についてを配布しております。それでは令和6年4月の日程についてをご覧ください。総会は4月17日水曜日でございます。農業相談は4月9日火曜日。当番委員は美祢地区が安部好江委員、美東地区が中嶋友之委員、秋芳地区が武藤康志委員でございます。現地調査は4月8日月曜日。当番委員は安富職務代理、武藤委員でございます。</p> <p>次に地域計画策定に係る地区説明会についてでございます。美東地区秋芳地区の委員の皆様には郵送により案内を出しておりますが、美祢地区の委員の皆さんには本日封筒に入れて机上に配布させていただいております。説明会の日程については先月の総会後急遽決まったものでございまして、先月の総会では報告が出来ませんでした。先週3月11日の美東町綾木地区から開始し、本日は美東町大田地区、4月5日の豊田前町まで合計14回開催することにしておりますので、委員の皆様には担当地区の説明会への出席をお願いいたします。私からは以上です。</p>
事務局	<p>私から2点ほどお話したいと思います。</p> <p>本日配布しております一枚紙の令和6年度農作業標準賃金表をご覧ください。こちらについては令和6年2月16日に開催しまし</p>

	<p>た農作業標準賃金協議会において令和6年の農作業の標準賃金を決定しております。賃金内容については山口県の最低賃金の上昇、他市の状況、農協の動向を加味しながら令和6年の賃金決定しております。変更点としてほとんど変更しております。一般農作業については、7,500円から9,000円を8,000円から9,200円に変更しています。田植えの荒起しについては8,500円から9,000円、返しについては5,000円から5,600円、畦塗りは110円から120円、代かきが9,000円から9,500円、田植え作業については1,000円から1,100円、機械田植えは8,000円から9,000円。そして育苗については発芽苗は450円から550円、植付苗は600円から715円。肥料・農薬散布については1,800円から2,000円、これホース持ちの受託者の分ですね。で田の中の巡回については2,000円から2,200円。草刈りについては、刈払機は1,800円から2,000円、モアは6,000円から6,700円。そしてコンバインについては2,100円から22,000円、色彩選別は10円から12円に変更しております。またカーテスター、バインダー、そしてもみ乾燥等、オペレーター等は項目を削除しております。以上でございます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。他にないです？
事務局	はい。
議長	当番表がついておりますので、よほどのことがない限り計画通りに開催していきたいと思っております。ご協力お願いいたします。それでは終わりたいと思います。
事務局	互礼。
	午後15時00分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和6年3月18日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____